

りそな・アクティブジャパン
追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書
（目論見書）
2008年9月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・アクティブジャパン
追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書
（交付目論見書）
2008年9月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・アクティブジャパン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年9月29日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月30日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・アクティブジャパン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「リそな・アクティブジャパン」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に株式等を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額
の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財
産に生じた利益、損失はすべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

＜直接ご負担いただく費用＞

◆申込手数料

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。この申込手数料率の上限は、本書作成日現在、3.15%（税抜き 3.00%）となっております。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

ありません。

＜間接的にご負担いただく費用＞

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.575%（税抜き 年 1.500%）の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

※ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年 9月29日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・アクティブジャパン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限2,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		5
第1 ファンドの状況		5
1 ファンドの性格		5
2 投資方針		7
3 投資リスク		17
4 手数料等及び税金		19
5 運用状況		22
6 手続等の概要		26
7 管理及び運営の概要		29
第2 財務ハイライト情報		33
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		36
第4 ファンドの詳細情報の項目		38
約 款		巻末



投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・アクティブジャパン

商 品 分 類	追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）
運用の基本方針	主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	年 1 回決算、原則 6 月 2 9 日。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
分 配 方 針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配を行う方針です。
お 申 込 日	原則として毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額とします。
お 申 込 単 位	自動けいぞく投資コース : 1 万円以上 1 円単位 一般コース : 1 万口以上 1 万口単位
お 申 込 手 数 料 率	販売会社が独自に定めるお申込手数料率とします。 本書作成日現在、3.15%（税抜き 3.00%）を上限となっております。
ご 解 約（換 金）	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して 4 営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約のお申込受付日の基準価額とします。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率 1.575%（税抜き 1.500%）※を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社



りそな・アクティブジャパン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	各受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)に当たります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析に基づいた個別銘柄選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は 3.15%（税抜き 3.00%）となっております。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12) その他 ④ その他」をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。また、各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1 万円以上	1 円単位※
一般コース	1 万口以上	1 万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

※取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ④ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成 20 年 9 月 30 日から平成 21 年 9 月 29 日までとします※。

※申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ④ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

※販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ④ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、各販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

取得申込総金額はお申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの受益権はの振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法等

1) ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。

2) 収益分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

◇「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

◇「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行しており、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

4) 原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前 11 時）までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで）

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）※に属します。

※「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」とされるファンドをいいます。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1) トップワン企業・オンリーワン企業等の株式に投資します。

- 私たちに「快適・健康・安全」な生活を提供するトップワン企業、そして斬新なアイデアを活かして生活に密着したニュービジネスを創造するオンリーワン企業等、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に投資を行います。

トップワン企業とは	オンリーワン企業とは
高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供できる企業をいいます。	斬新なアイデアを活かし国民生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。

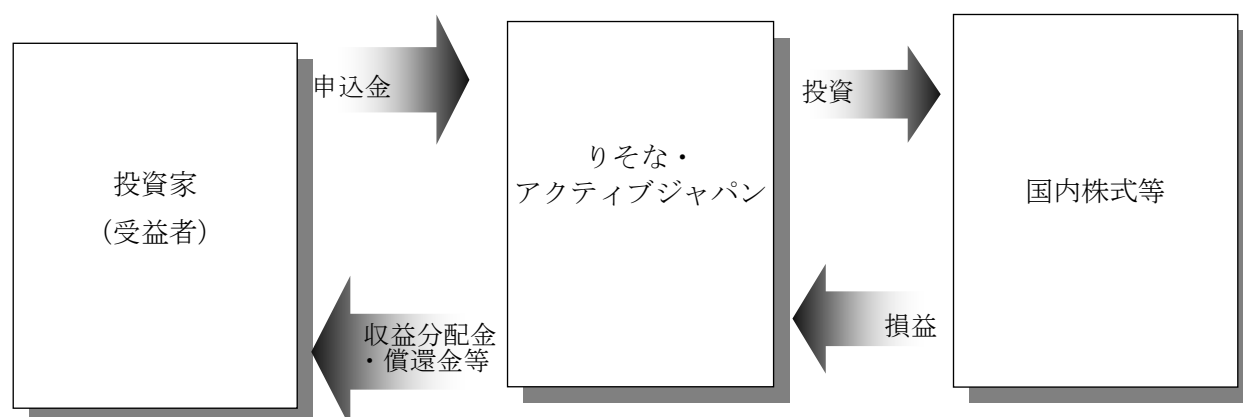
- トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、サービス、ヘルスケア、情報通信、デジタル家電、環境・福祉の「生活大国日本」を担う5つのテーマを中心に注目します。

2) 徹底したボトムアップ・アプローチによって生の情報を収集・分析し、成長企業の発掘に努めます。

ボトムアップ・アプローチとは
企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を置いた投資手法の一つです。当ファンドでは、運用担当者による企業訪問等をベースに企業分析を行います。特に以下のようなポイントに重点を置いた情報収集に努めます。 ① どのようなビジネスが私たちの生活を豊かにしてくれるのか ② そのビジネスに最も力を入れているのはどんな企業なのか ③ 企業の商品・サービスがどれだけ私たちのニーズをとらえているのか

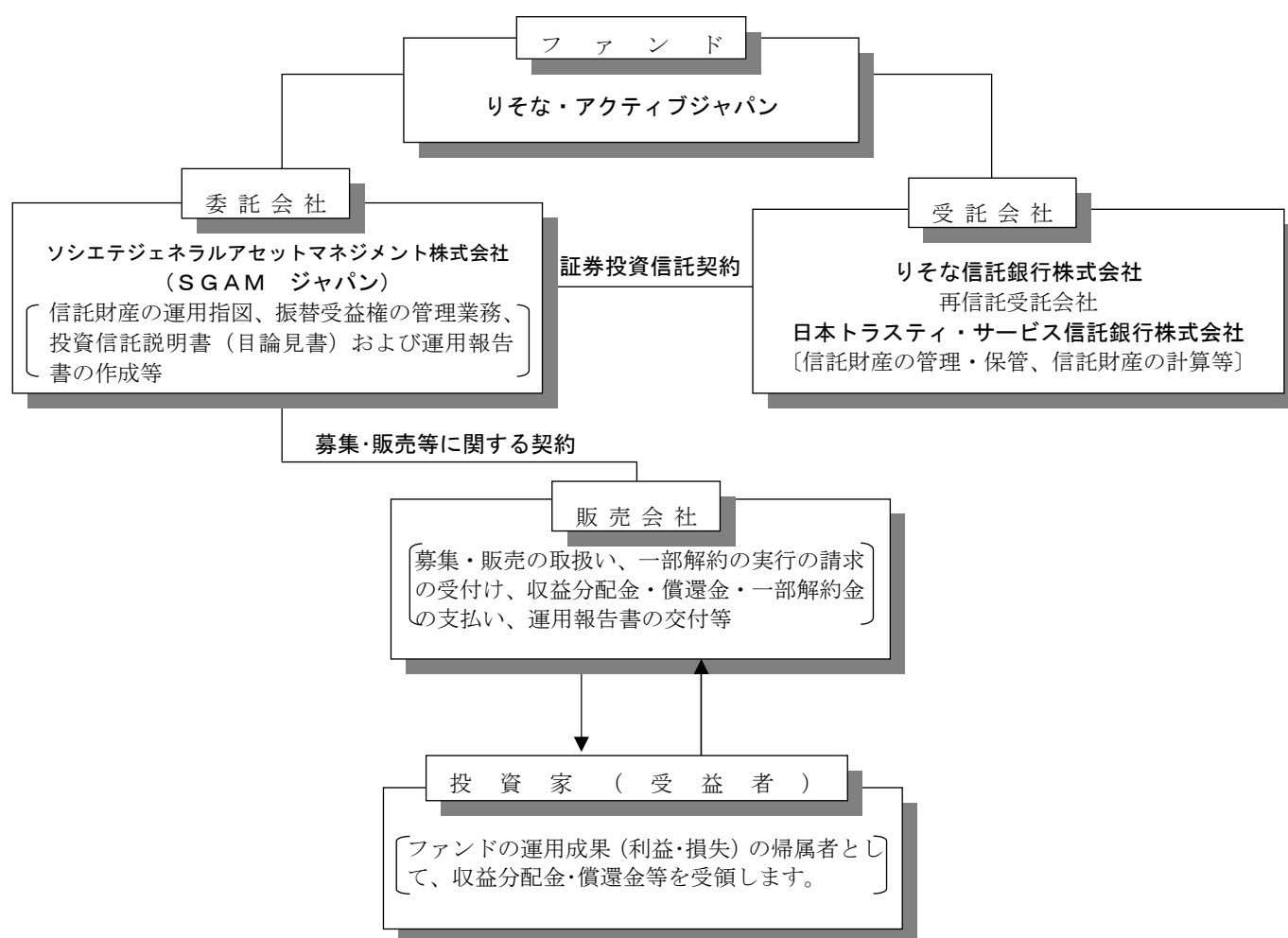
(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約（信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 350 号）			
資 本 の 額	12 億円			
会 社 の 沿 革	昭和 46 年 11 月 22 日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和 55 年 1 月 4 日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成 10 年 1 月 28 日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現 SGAM ノースパシフィック（株））が主要株主となる 平成 10 年 4 月 1 日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 10 年 11 月 30 日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成 16 年 8 月 1 日 リソナアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	SGAM ノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,400,000 株	100%

（本書作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。
ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント (本社・フランス パリ)	SGAM
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 (本社・日本 東京)	SGAM ジャパン

2 投資方針

(1) 投資方針

- 1) わが国の株式に投資を行い、信託財産の成長をはかることを目標として積極的な運用を行います。
- 2) ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、個別の銘柄選定を重視した積極的な運用を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 3) 銘柄選定は主として以下の観点で行い、トップワン企業・オンリーワン企業等、中長期的

に投資魅力の高い銘柄に投資します。

- ・21 世紀の産業界をリードするトップワン企業の株式を選定し投資します。トップワン企業とは、高い技術力・マーケティング力で顧客の多様なニーズに応えた商品・サービスを提供でき、私たちに「快適・健康・安全」な生活を与えうる企業をいいます。
 - ・新しいビジネスを創造するオンリーワン企業の株式を選定し投資します。オンリーワン企業とは、斬新なアイデアを活かし国民生活に密着したニュービジネスを創造する企業をいいます。
 - ・トップワン企業、オンリーワン企業の選択にあたっては、サービス、ヘルスケア、情報通信、環境・福祉、デジタル家電の「生活大国日本」を担う5つのテーマを中心に注目します。
 - ・企業訪問や産業調査など徹底したファンダメンタルズ分析に基づき、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に厳選して投資を行います。
- 4) ボトムアップ・アプローチとは企業調査および分析をもとに個別銘柄の選択に主眼を置いた投資手法の一つです。当ファンドでは、運用担当者による企業訪問、商品・サービスについての取材活動、マーケット動向の調査などをベースに企業分析を行いますが、特に以下のようなポイントに重点を置いた情報収集に努めます。
1. どのようなビジネスが私たちの生活を豊かにしてくれるのか
 2. そのビジネスに最も力を入れているのはどんな企業なのか
 3. 企業の商品・サービスがどれだけ私たちのニーズをとらえているのか
- 5) 株式の組入比率は基本的に高位を保ちます。基本的に株価指数先物取引等を含む実質株式組入比率は90%～120%を維持しますが、市況動向等によっては実質株式組入比率を－20%までを下限として、段階的に引き下げることがあります。
- 6) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 7) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。
- 8) ディスクロージャーの充実

受益者の皆様にファンドの運用状況（株式組入比率や組入れ銘柄等の各種情報など）をご理解頂くため、ファンドマネージャーがレポートを作成します。

(2) 投資対象

① 主な投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

② 投資の対象とする資産の種類

委託会社は、信託金を主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、前記1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものならびに14.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図できます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。
- ④ 前記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③の1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます（約款「運用の基本方針」）。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます（約款「運用の基本方針」）。

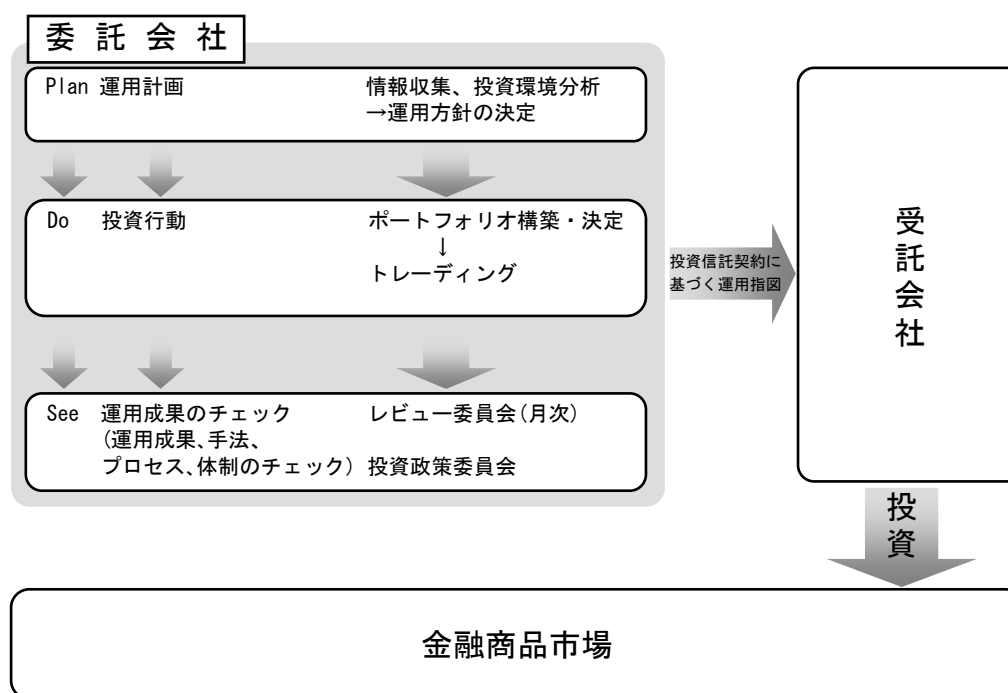
(3) 運用体制

① 投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

② 運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



※委託会社の運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部（5名程度）、投資調査部（15名程度）

投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（5名程度）

運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

証券投資信託の運用に関する規則

内部管理体制に関する規程

服務規程（ファンド・マネージャー用）

クレジット委員会運用規定

証券先物取引に関する社内基準

各種業務マニュアル

コンプライアンス・マニュアル

リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

① 収益の分配

毎決算時（毎年6月29日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益^{※1}および売買益等^{※2}の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した収益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※1 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息。以下同じ。）、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

※2 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

（イ）株式への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

（ロ）新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ハ) 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。

(二) 投資する株式等の範囲

1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 前記 1) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

(ホ) 同一銘柄の株式等への投資制限

1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

2) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ヘ) 信用取引の指図範囲

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。

2) 前記 1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以

下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(ト) 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を行うことを指図できます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。

(チ) スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(リ) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図できます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、信託財産における金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一

部解約等の事由により、ヘッジの対象とする資産の時価総額が減少して金利先渡取引の想定元本の合計額がその時価総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図します。

4) 為替先渡取引の指図にあたっては、信託財産における為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図します。

5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。

6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ヌ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ル) 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(ロ) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(ワ) 外国為替予約取引の指図および範囲

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2) 予約取引の指図は、信託財産における為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行う予約取引の指図については、この限りではありません。3) 前記 2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を指図します。

(カ) 有価証券の貸付の指図および範囲

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2) 前記 1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

(ヨ) 公社債の空売りの指図範囲

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において、信託財産に属さない公社債の売付を指図できます。なお、売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことを指図できます。

2) 売付の指図を行う公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2) の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(タ) 公社債の借入れ

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図できます。なお、公社債の借入れを行うにあたり必要と認めたときは、担保の提供の指図を行います。

2) 借入れの指図を行う公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記 2) の借入れた公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4) 借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

(レ) 資金の借入れ

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 前記 1) の資金借入れ額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以内

3) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）、金融商品取引

法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することとはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金による保護の対象となりません。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 基準価額の主な変動要因

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響をうけ、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2) 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影

響を及ぼす場合があります。

3)信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または予想される場合もしくは財務状況の悪化等により、社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されない場合または予想される場合には、株価が下落し（ゼロになる場合もあります。）、ファンドの基準価額が下がる要因となります。に大きな影響を及ぼす場合があります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4)流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。

市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

5)為替変動リスク

当ファンドが外貨建資産を保有する場合、投資先通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生じることがあります。

②その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1（652,875,000口）を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

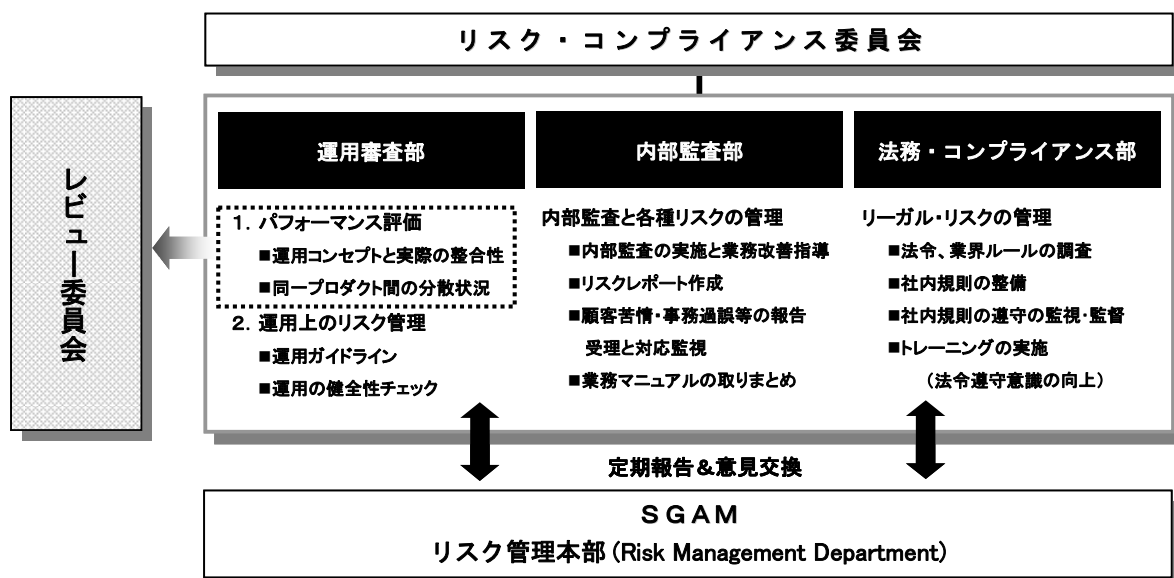
2)解約、買取りの中止

金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約、および買取請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



※上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は3.15%（税抜き3.00%）となっております。

・「自動けいぞく投資コース」の収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

- 1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 157.5（税抜き 150）の率を乗じて得た額とします。

（内訳は各販売会社の純資産総額により以下の通りとなります。）

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	年 10,000 分の 73.5 （税抜き 70）	年 10,000 分の 73.5 （税抜き 70）	年 10,000 分の 10.5 （税抜き 10）
100 億円超の部分	年 10,000 分の 42.0 （税抜き 40）	年 10,000 分の 105.0 （税抜き 100）	年 10,000 分の 10.5 （税抜き 10）

- 2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

- 3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

① 信託事務等の諸費用

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.00735%（税抜き 0.007%）の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

② その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、および外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

＜平成 20 年 12 月 31 日まで＞

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

＜平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで＞

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）、平成 23 年 1 月 1 日からは 20%（所得税 15%および地方税 5%）となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までは 1 年間に受け取る上場株式等（上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の配当所得（1 銘柄当たりの年間の支払金額が 1 万円以下のものを除きます。）の合計額が 100 万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100 万円以下の部分については 10%（所得税 7%および地方税 3%）、100 万円を超える部分については 20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。

○解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）にかかる税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。ただし、1 年間の上場株式等の譲渡益の合計額が 500 万円を越える部分の税率は 20%（所得税 15%および地方税 5%）となり、確定申告が必要となります。

＜平成 23 年 1 月 1 日以降＞

金額にかかわらず 20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率が適用されます。

なお、ファンドは、配当控除が適用されます。

※ 買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは 7%（所得税）、平成 21 年 4 月 1 日からは 15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度が適用されます。

※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

③個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については、振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金※

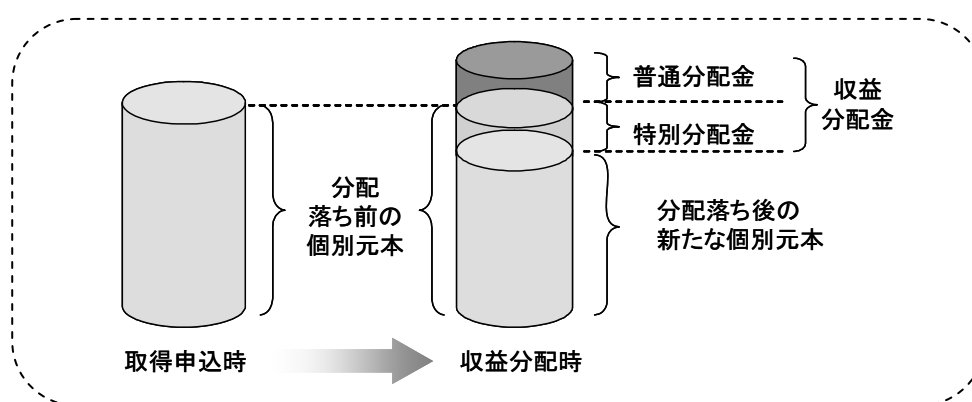
を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 20 年 7 月 31 日現在

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	3,820,919,200	95.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	195,621,015	4.87
合計（純資産総額）	—	4,016,540,215	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 7 月 31 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	アサヒビール	食料品	60,000	1,982.00	118,920,000	2,035.00	122,100,000	3.04
2	日本	株式	シマノ	輸送用機器	23,000	5,330.00	122,590,000	5,000.00	115,000,000	2.86
3	日本	株式	ウェザーニューズ	情報・通信業	69,000	1,459.81	100,727,137	1,646.00	113,574,000	2.83
4	日本	株式	テルモ	精密機器	20,000	5,420.00	108,400,000	5,580.00	111,600,000	2.78
5	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	55,000	1,790.00	98,450,000	1,988.00	109,340,000	2.72
6	日本	株式	日本電産	電気機器	14,000	7,070.00	98,980,000	7,710.00	107,940,000	2.69
7	日本	株式	日本製鋼所	機械	55,000	2,065.00	113,575,000	1,955.00	107,525,000	2.68
8	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	110,000	941.00	103,510,000	971.00	106,810,000	2.66
9	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	14,500	7,560.00	109,620,000	7,360.00	106,720,000	2.66
10	日本	株式	ソネット・エムスリー	サービス業	250	408,000.00	102,000,000	422,000.00	105,500,000	2.63
11	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	200	496,000.00	99,200,000	526,000.00	105,200,000	2.62
12	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	120	799,000.00	95,880,000	848,000.00	101,760,000	2.53
13	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	120	865,000.00	103,800,000	846,000.00	101,520,000	2.53
14	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	200,000	462.00	92,400,000	490.00	98,000,000	2.44
15	日本	株式	イービーエス	サービス業	200	454,347.00	90,869,400	484,000.00	96,800,000	2.41
16	日本	株式	栗田工業	機械	28,000	3,930.00	110,040,000	3,450.00	96,600,000	2.41
17	日本	株式	三菱重工業	機械	200,000	506.00	101,200,000	480.00	96,000,000	2.39
18	日本	株式	ディー・エヌ・エー	サービス業	180	626,000.00	112,680,000	526,000.00	94,680,000	2.36
19	日本	株式	小松製作所	機械	35,000	2,960.00	103,600,000	2,700.00	94,500,000	2.35
20	日本	株式	味の素	食料品	85,000	1,004.00	85,340,000	1,110.00	94,350,000	2.35
21	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	200,000	511.00	102,200,000	469.00	93,800,000	2.34
22	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	650	132,000.00	85,800,000	143,700.00	93,405,000	2.33
23	日本	株式	ミクシィ	サービス業	130	668,000.00	86,840,000	718,000.00	93,340,000	2.32
24	日本	株式	日本写真印刷	その他製品	17,000	6,091.01	103,547,225	5,430.00	92,310,000	2.30
25	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	26,000	3,650.00	94,900,000	3,400.00	88,400,000	2.20
26	日本	株式	フォスター電機	電気機器	45,000	2,012.42	90,558,938	1,955.00	87,975,000	2.19
27	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	18,000	5,010.00	90,180,000	4,660.00	83,880,000	2.09
28	日本	株式	東洋炭素	ガラス・土石製品	15,000	5,631.53	84,473,041	5,530.00	82,950,000	2.07
29	日本	株式	日本電工	鉄鋼	70,000	1,225.00	85,750,000	1,181.00	82,670,000	2.06
30	日本	株式	SMK	電気機器	150,000	506.00	75,900,000	542.00	81,300,000	2.02

※上位 30 銘柄

※投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 20 年 7 月 31 日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	サービス業	13.93
		電気機器	12.28
		機械	10.46
		輸送用機器	9.14
		銀行業	7.81
		情報・通信業	7.42
		化学	7.19
		食料品	5.39
		その他製品	3.61
		精密機器	2.78
		小売業	2.66
		陸運業	2.53
		非鉄金属	2.44
		ガラス・土石製品	2.07
		鉄鋼	2.06
		卸売業	1.97
		海運業	1.40
合計			95.13

*投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成20年7月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1万口当りの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成12年6月29日)	3,625	3,625	9,590	9,590
第2期末(平成13年6月29日)	4,671	4,671	8,172	8,172
第3期末(平成14年7月1日)	4,010	4,010	6,368	6,368
第4期末(平成15年6月30日)	3,806	3,806	6,206	6,206
第5期末(平成16年6月29日)	6,889	7,049	12,906	13,206
第6期末(平成17年6月29日)	8,286	8,286	11,608	11,608
第7期末(平成18年6月29日)	4,426	6,351	11,038	15,838
第8期末(平成19年6月29日)	5,671	6,335	11,097	12,397
第9期末(平成20年6月30日)	4,129	4,129	8,370	8,370
平成19年7月末日	5,692	—	10,909	—
8月末日	5,548	—	10,397	—
9月末日	5,547	—	10,462	—
10月末日	5,474	—	10,465	—
11月末日	5,194	—	9,955	—
12月末日	4,955	—	9,557	—
平成20年1月末日	4,317	—	8,509	—
2月末日	4,261	—	8,423	—
3月末日	3,888	—	7,792	—
4月末日	4,395	—	8,808	—
5月末日	4,412	—	8,857	—
6月末日	4,129	—	8,370	—
7月末日	4,016	—	8,232	—

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(平成11年6月30日～平成12年6月29日)	0
第2期計算期間(平成12年6月30日～平成13年6月29日)	0
第3期計算期間(平成13年6月30日～平成14年7月1日)	0
第4期計算期間(平成14年7月2日～平成15年6月30日)	0
第5期計算期間(平成15年7月1日～平成16年6月29日)	300
第6期計算期間(平成16年6月30日～平成17年6月29日)	0
第7期計算期間(平成17年6月30日～平成18年6月29日)	4,800
第8期計算期間(平成18年6月30日～平成19年6月29日)	1,300
第9期計算期間(平成19年6月30日～平成20年6月30日)	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間 (平成11年6月30日～平成12年6月29日)	▲4.1
第2期計算期間 (平成12年6月30日～平成13年6月29日)	▲14.8
第3期計算期間 (平成13年6月30日～平成14年7月1日)	▲22.1
第4期計算期間 (平成14年7月2日～平成15年6月30日)	▲2.5
第5期計算期間 (平成15年7月1日～平成16年6月29日)	112.8
第6期計算期間 (平成16年6月30日～平成17年6月29日)	▲10.1
第7期計算期間 (平成17年6月30日～平成18年6月29日)	36.4
第8期計算期間 (平成18年6月30日～平成19年6月29日)	12.3
第9期計算期間 (平成19年6月30日～平成20年6月30日)	▲24.6

(注) 収益率の算出方法：計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

- ① ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。
- ② お申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。
- ③ 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。
また、各コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1 万円以上	1 円単位※
一般コース	1 万口以上	1 万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

※取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行います。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

- ④ 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。
- ⑤ 前記④にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

一部解約による方法と買取りによる方法によりいつでも換金を行うことができます。ご換金のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付となります。

なお、換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

《一部解約》

- ① 受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託会社に下記の単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま

す。

- ④ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。解約請求による解約時の費用等の詳細は「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。
- ⑤ 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ファンドの一部解約の価額は、受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。
- ⑦ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から、販売会社の営業所等において、受益者に支払われます。
- ⑧ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

《買取り》

- ① 販売会社は、受益者の請求があるときは下記の単位をもってその受益権を買取ります。

申込コース	買取単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

- ② 受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社がその買取った受益権を当日または翌日に償還または一部解約を行った場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）※

※詳しくは「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

- ③ 販売会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益権の買取りを中止することができます。
- ④ 受益権の買取りが中止された場合には、受益者はその買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、前記②の規定に準じて算定した価額とします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われています。平成19年1月4日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。平成18年12月29日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法

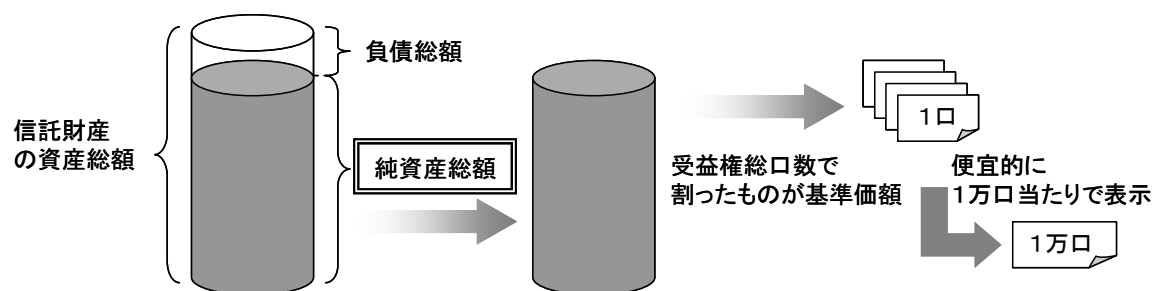
ファンド1口当たりの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「ジャパン」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(4)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

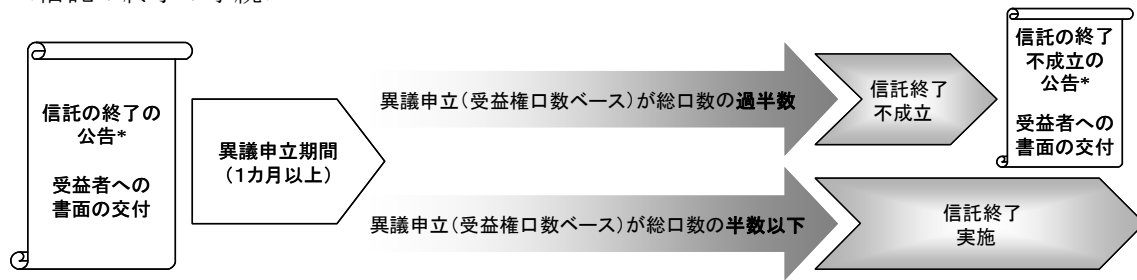
(3) 計算期間

- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月30日から翌年6月29日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(652,875,000口)を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5) 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

<信託の終了の手続>

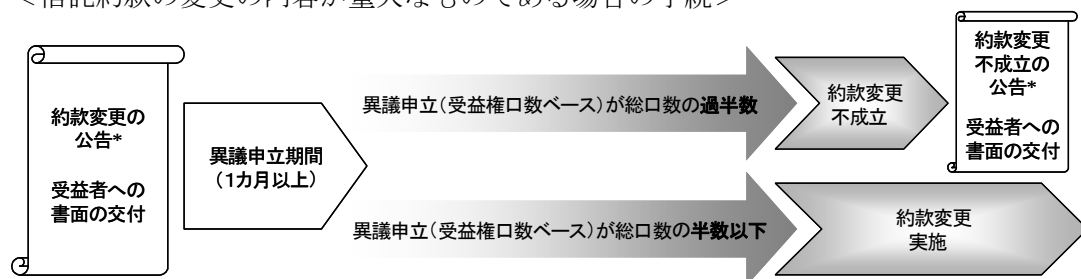


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～ 5. までの規定にしたがいます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(7) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号により改正されておりますが、第8期計算期間(平成18年6月30日から平成19年6月29日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第9期計算期間(平成19年6月30日から平成20年6月30日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第8期計算期間(平成18年6月30日から平成19年6月29日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9期計算期間(平成19年6月30日から平成20年6月30日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、第8期計算期間(平成18年6月30日から平成19年6月29日まで)の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間(平成19年6月30日から平成20年6月30日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 貸借対照表

(単位：円)

期 別	第8期 (平成19年6月29日現在)	第9期 (平成20年6月30日現在)
科 目	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,535,497,702	274,863,292
株式	4,742,171,000	3,901,186,000
派生商品評価勘定	2,763,250	—
未収入金	74,078,500	31,166,432
未収配当金	1,440,000	2,010,500
未収利息	22,239	3,388
差入委託証拠金	46,300,000	—
流動資産合計	6,402,272,691	4,209,229,612
資産合計	6,402,272,691	4,209,229,612
負債の部		
流動負債		
未払金	42,000	46,187,572
未払収益分配金	664,359,120	—
未払解約金	15,400,600	25,299
未払受託者報酬	3,406,765	2,248,910
未払委託者報酬	47,694,700	31,484,684
その他未払費用	238,413	157,360
流動負債合計	731,141,598	80,103,825
負債合計	731,141,598	80,103,825
純資産の部		
元本等		
元本	5,110,454,776	4,933,519,715
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	560,676,317	△804,393,928
(分配準備積立金)	(513,056,450)	(420,105,380)
純資産合計	5,671,131,093	4,129,125,787
負債・純資産合計	6,402,272,691	4,209,229,612

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第8期 自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日	第9期 自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日
		金 額	金 額
営業収益			
受取配当金		70,156,100	67,661,500
受取利息		1,014,117	1,385,864
有価証券売買等損益		844,168,115	△1,388,036,861
派生商品取引等損益		△4,708,250	△24,199,750
その他収益		389	507
営業収益合計		910,630,471	△1,343,188,740
営業費用			
受託者報酬		6,984,745	5,100,262
委託者報酬		97,786,357	71,403,542
その他費用		488,810	356,898
営業費用合計		105,259,912	76,860,702
営業利益金額又は営業損失金額（△）		805,370,559	△1,420,049,442
経常利益金額又は経常損失金額（△）		805,370,559	△1,420,049,442
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）		805,370,559	△1,420,049,442
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		190,592,932	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	119,413,401
期首剰余金		416,312,081	560,676,317
剰余金増加額		462,016,504	47,455,648
当期追加信託に伴う剰余金増加額		462,016,504	47,455,648
剰余金減少額		268,070,775	111,889,852
当期一部解約に伴う剰余金減少額		268,070,775	111,889,852
分配金		664,359,120	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		560,676,317	△804,393,928

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第8期 自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日	第9期 自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。	株式 同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前に計上（平成19年7月1日以降に更新されたものを除く）した受取配当金については、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成18年6月30日から平成19年6月29日までとなっております。	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成19年6月30日から平成20年6月30日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合

または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等に

については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「**第三部 ファンドの詳細情報**」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそな・アクティブジャパン 約款

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、わが国の株式に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として、積極的な運用を行ないます。

【運用方法】

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、個別の銘柄選定を重視した積極的な運用を行ない、信託財産の長期的な成長を目指します。
 - ② 銘柄選定は主に以下の観点で行ない、トップワン企業・オンリーワン企業等、中長期的に魅力の高い銘柄に投資します。
 - ・ 21 世紀の産業界をリードする企業（トップワン企業）。
 - ・ 新しいビジネスを創造する企業（オンリーワン企業）。
 - ・ 企業訪問や産業調査など徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、中・長期的に投資魅力の高い銘柄に厳選投資します。
 - ③ 株式の組入比率は基本的に高位を保ちます。基本的に株価指数先物取引等を含む実質株式組入比率は 90%～120%を維持します。
 - ④ 市況動向等によっては実質株式組入比率の－20%までを下限として引き下げることもあります。
 - ⑤ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
 - ⑥ ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡し取引を行なうことができます。

【運用制限】

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- (3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株

予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

- (7) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。なお、当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことがあります。
- (8) 有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行ないます。
- (9) スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行ないます。
- (10) 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 21 条の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

毎決算時（毎年 1 回、原則として 6 月 29 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 りそな・アクティブジャパン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 2 条 委託者は、金 6,528,750,000 円を受受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 51

条第1項、第52条第1項、第53条第1項または第55条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については6,528,750,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振替法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権

を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

- 第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができます。
- ② 指定販売会社は第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の受益権の取得の申込みに応ずる場合、受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう

通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

- 第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【運用の指図範囲】

- 第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をいたしません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（この約款において、金融商品取引

法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

- 第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号

に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

- 第 19 条 委託者は、わが国の金融取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

- 第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引の運用指図】

- 第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として

第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

- 第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【外貨建資産への投資制限】

- 第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第 24 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【保管業務の委任】

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 30 条 （削除）

【混蔵寄託】

第 31 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 32 条 （削除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 33 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第 34 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 35 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産におい

て一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③ 前項の一部解約に伴う支払資金の手当のための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間に限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第39条 この信託の計算期間は、毎年6月30日から翌年6月29日までとすることを原則とします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行な

い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

- 第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.007%の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

- 第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

- 第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

- 第44条 （削除）

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

- 第45条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終

了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第46条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第47条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行ないます。当該売り付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当

該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【受益権の買取り】

- 第48条 指定販売会社は、受益者から買取りの請求があるときは1万口単位（別に定める契約にかかる受益権については1口の整数倍）をもってその受益権を買取ります。
- ② 前項の場合、受益権の買取り価額は、買取りの請求を受けた日（以下「買取り請求受付日」といいます。）の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう指定販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 指定販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と指定販売会社との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。
- ④ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう指定販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

【信託の一部解約】

第49条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ (削除)
- ⑧ (削除)

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第51条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合あるいは受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の10分の1を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、

この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移すことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第54条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ (削除)

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委

託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第 56 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

- 第 57 条 第 51 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 51 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【信託期間の延長】

- 第 58 条 (削除)

【公告】

- 第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

- 第 1 条 第 46 条第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益

権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

- 第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 17 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- ② 平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 11 年 6 月 30 日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
りそな信託銀行株式会社

【付表】

・この証券投資信託の受託者は、平成 14 年 9 月 9 日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和信託銀行株式会社に変更しております。(大和信託銀行株式会社は、平成 14 年 10 月 15 日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。)



りそな・アクティブジャパン
追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書
（請求目論見書）
2008年9月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・アクティブジャパン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年9月29日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月30日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・アクティブジャパン」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年 9月29日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・アクティブジャパン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限2,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	4
1 資産管理等の概要	4
2 受益者の権利等	10
第4 ファンドの経理状況	12
1 財務諸表	15
2 ファンドの現況	23
第5 設定及び解約の実績	23

第1 ファンドの沿革

平成 11 年 6 月 30 日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成 14 年 10 月 15 日 ファンドの名称を「あさひ東京・アクティブジャパン」から「りそな・アクティブジャパン」に変更

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。
- (2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。
- (3) 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。また、各申込コースとも販売会社によって、名称の異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1 万円以上	1 円単位※
一般コース	1 万口以上	1 万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

※取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって、名称の異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行います。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

(4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。

(5) 前記(4)にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

一部解約による方法と買取りによる方法によりいつでも換金を行うことができます。ご換金のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付となります。

なお、換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

《一部解約》

- ① 受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託会社に下記の単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- ③ 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益権の一部解約の価額は、受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該計算日の基準価額とします。
- ⑦ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から、販売会社の営業所等において、受益者に支払われます。
- ⑧ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

《買取り》

- ① 販売会社は、受益者の請求があるときは下記の単位をもってその受益権を買取ります。

申込コース	買取単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

- ② 受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社がその買取った受益権を当月または翌日に償還または一部解約を行った場合など）一定の要件を満たす場合に限られます。）
- ③ 販売会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益権の買取りを中止することができます。
- ④ 受益権の買取りが中止された場合には、受益者はその買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、前記②の規定に準じて算定した価額とします。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。平成18年12月29日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法

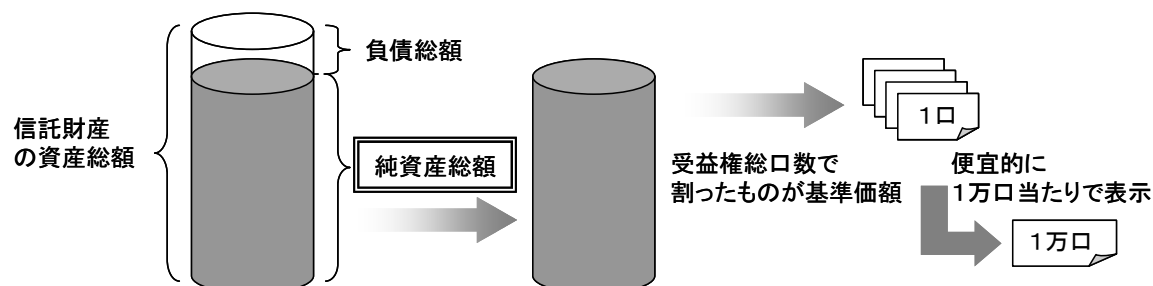
ファンド1口当たりの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「ジャパン」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金※1は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等※2に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 ①信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

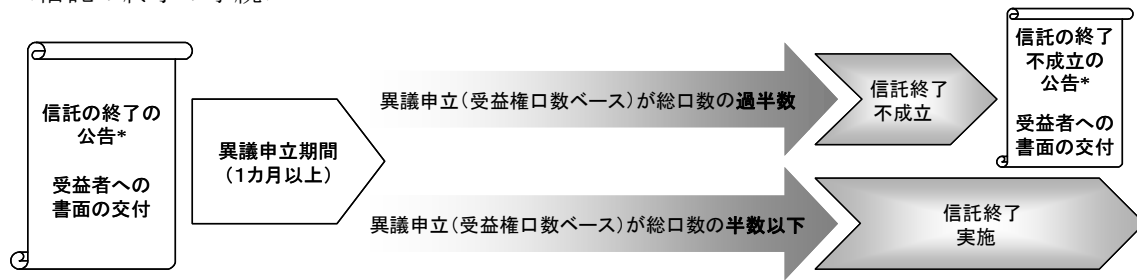
- ① 当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月30日から翌年6月29日までとします。
- ② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1（652,875,000口）を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「②信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

<信託の終了の手續>

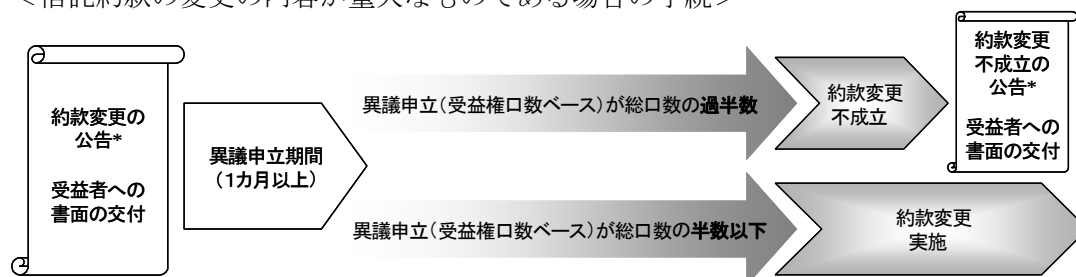


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合、委託会社は、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、変更事項のうちその内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更は行わないこととします。
5. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととなったときには、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. から 5. の手続きに従います。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手續>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「①信託の終了 3.」または「②信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

⑦ ファンド資産の保管

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

⑧ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

⑨ 再投資の指図

委託会社は、前記⑧の規定による有価証券の売却代金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩ 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあ

るときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑪ 受益権の帰属と受益証券の不発行

1. この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
2. 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
3. 委託会社は、信託約款の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
4. 委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

⑫ 受益権の設定にかかる受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める

方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑬ 受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

1. 委託会社は、当初設定における受益権については 6,528,750,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

⑭ 受益権の譲渡にかかる記載または記録、受益権の譲渡の対抗要件

1. 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人の帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
3. 委託会社は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
4. 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

⑮ 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑯ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑰ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑱ 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービ

ス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑱関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3カ月前までに委託会社、販売会社のいずれからでも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

⑳開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に、また半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

2 受益者の権利等

- ① この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ② 受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- ③ 収益分配金に対する請求権
 - 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。
 - 3) 前記2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該申込により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じ

て受益者に支払います。

4) 前記 3) の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「投資信託定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。

5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④ 償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤ 換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第 2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥ 収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号により改正されておりますが、第8期計算期間(平成18年6月30日から平成19年6月29日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第9期計算期間(平成19年6月30日から平成20年6月30日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第8期計算期間(平成18年6月30日から平成19年6月29日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9期計算期間(平成19年6月30日から平成20年6月30日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第8期計算期間(平成18年6月30日から平成19年6月29日まで)の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間(平成19年6月30日から平成20年6月30日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成19年8月28日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパンの平成18年6月30日から平成19年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・アクティブジャパンの平成19年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年8月29日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・アクティブジャパンの平成19年6月30日から平成20年6月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・アクティブジャパンの平成20年6月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・アクティブジャパン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別	第8期 (平成19年6月29日現在)	第9期 (平成20年6月30日現在)
科 目	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,535,497,702	274,863,292
株式	4,742,171,000	3,901,186,000
派生商品評価勘定	2,763,250	—
未収入金	74,078,500	31,166,432
未収配当金	1,440,000	2,010,500
未収利息	22,239	3,388
差入委託証拠金	46,300,000	—
流動資産合計	6,402,272,691	4,209,229,612
資産合計	6,402,272,691	4,209,229,612
負債の部		
流動負債		
未払金	42,000	46,187,572
未払収益分配金	664,359,120	—
未払解約金	15,400,600	25,299
未払受託者報酬	3,406,765	2,248,910
未払委託者報酬	47,694,700	31,484,684
その他未払費用	238,413	157,360
流動負債合計	731,141,598	80,103,825
負債合計	731,141,598	80,103,825
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	5,110,454,776	4,933,519,715
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	560,676,317	△804,393,928
(分配準備積立金)	(513,056,450)	(420,105,380)
純資産合計	5,671,131,093	4,129,125,787
負債・純資産合計	6,402,272,691	4,209,229,612

(2) 損益及び剰余金計算

(単位：円)

科 目	期 別	第8期 自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日	第9期 自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日
		金 額	金 額
営業収益			
受取配当金		70,156,100	67,661,500
受取利息		1,014,117	1,385,864
有価証券売買等損益		844,168,115	△1,388,036,861
派生商品取引等損益		△4,708,250	△24,199,750
その他収益		389	507
営業収益合計		910,630,471	△1,343,188,740
営業費用			
受託者報酬		6,984,745	5,100,262
委託者報酬		97,786,357	71,403,542
その他費用		488,810	356,898
営業費用合計		105,259,912	76,860,702
営業利益金額又は営業損失金額（△）		805,370,559	△1,420,049,442
経常利益金額又は経常損失金額（△）		805,370,559	△1,420,049,442
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）		805,370,559	△1,420,049,442
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		190,592,932	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	119,413,401
期首剰余金		416,312,081	560,676,317
剰余金増加額		462,016,504	47,455,648
当期追加信託に伴う剰余金増加額		462,016,504	47,455,648
剰余金減少額		268,070,775	111,889,852
当期一部解約に伴う剰余金減少額		268,070,775	111,889,852
分配金		664,359,120	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		560,676,317	△804,393,928

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第8期 自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日	第9期 自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。	株式 同左
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前に計上（平成19年7月1日以降に更新されたものを除く）した受取配当金については、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成18年6月30日から平成19年6月29日までとなっております。	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成19年6月30日から平成20年6月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 (平成19年6月29日現在)	第9期 (平成20年6月30日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 5, 110, 454, 776口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4, 933, 519, 715口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1. 1097円 (10, 000口当たり純資産額 11, 097円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 804, 393, 928円 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0. 8370円 (10, 000口当たり純資産額 8, 370円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日	第9期 自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日																														
分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 1, 225, 035, 437円（1万口当たり2, 397円）のうち、664, 359, 120円（1万口当たり1, 300円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 該当事項はありません。																														
<table><tr><th>項 目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等 収益額</td><td>A</td><td>53, 702, 449円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額</td><td>B</td><td>561, 075, 178円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>609, 769, 892円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>487, 918円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対 象収益額</td><td>E=A + B + C + D</td><td>1, 225, 035, 437円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残 存口数</td><td>F</td><td>5, 110, 454, 776口</td></tr><tr><td>1 万口当たり収益分 配対象額</td><td>G=E ／ F × 10, 000</td><td>2, 397円</td></tr><tr><td>1 万口当たり分配金 額</td><td>H</td><td>1, 300円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I = F × H／ 10, 000</td><td>664, 359, 120円</td></tr></table>	項 目			費用控除後の配当等 収益額	A	53, 702, 449円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	561, 075, 178円	収益調整金額	C	609, 769, 892円	分配準備積立金額	D	487, 918円	当ファンドの分配対 象収益額	E=A + B + C + D	1, 225, 035, 437円	当ファンドの期末残 存口数	F	5, 110, 454, 776口	1 万口当たり収益分 配対象額	G=E ／ F × 10, 000	2, 397円	1 万口当たり分配金 額	H	1, 300円	収益分配金金額	I = F × H／ 10, 000	664, 359, 120円	
項 目																															
費用控除後の配当等 収益額	A	53, 702, 449円																													
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	561, 075, 178円																													
収益調整金額	C	609, 769, 892円																													
分配準備積立金額	D	487, 918円																													
当ファンドの分配対 象収益額	E=A + B + C + D	1, 225, 035, 437円																													
当ファンドの期末残 存口数	F	5, 110, 454, 776口																													
1 万口当たり収益分 配対象額	G=E ／ F × 10, 000	2, 397円																													
1 万口当たり分配金 額	H	1, 300円																													
収益分配金金額	I = F × H／ 10, 000	664, 359, 120円																													

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期（自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日）
該当事項はありません。

第9期（自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日）
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第8期（自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日）
該当事項はありません。

第9期（自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日）
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第8期 自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日		第9期 自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日	
期首元本額	4,010,574,074円	期首元本額	5,110,454,776円
期中追加設定元本額	3,588,976,824円	期中追加設定元本額	865,407,903円
期中一部解約元本額	2,489,096,122円	期中一部解約元本額	1,042,342,964円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第8期 自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日		第9期 自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
株 式	4,742,171,000	422,076,822	3,901,186,000	△328,084,588
合 計	4,742,171,000	422,076,822	3,901,186,000	△328,084,588

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

第8期 自 平成18年6月30日 至 平成19年6月29日	第9期 自 平成19年6月30日 至 平成20年6月30日
1. 取引の内容 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であります。 2. 取引に対する取り組み方針と利用目的 当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的とし、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行なわれております。 3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は価格変動リスクを有しております。 当ファンドは主として国内の大手金融機関を相手方としてデリバティブ取引を行っており、相手方の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断しております。 4. 取引に係るリスクの管理体制 当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が運用担当者の指図のもと行っています。また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているかを運用部門から独立した運用審査部がモニターし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。	1. 取引の内容 — 2. 取引に対する取り組み方針と利用目的 — 3. 取引に係るリスクの内容 — 4. 取引に係るリスクの管理体制 —

2. 取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第8期 (平成19年6月29日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建	632,800,000	—	635,600,000	2,763,250
合 計		632,800,000	—	635,600,000	2,763,250

第9期（平成20年6月30日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

先物取引

1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、当該金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年6月30日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
日本円	アサヒビール	60,000	1,982.00	118,920,000	
	味の素	85,000	1,004.00	85,340,000	
	クレハ	100,000	641.00	64,100,000	
	トクヤマ	100,000	790.00	79,000,000	
	富士フイルムホールディングス	26,000	3,650.00	94,900,000	
	有沢製作所	100,000	686.00	68,600,000	
	ブリヂストン	30,000	1,623.00	48,690,000	
	日本電工	70,000	1,225.00	85,750,000	
	フジクラ	200,000	462.00	92,400,000	
	日本製鋼所	55,000	2,065.00	113,575,000	
	大崎エンジニアリング	157	183,000.00	28,731,000	
	小松製作所	35,000	2,960.00	103,600,000	
	栗田工業	28,000	3,930.00	110,040,000	
	三菱重工業	200,000	506.00	101,200,000	
	東芝	100,000	783.00	78,300,000	
	日本電産	14,000	7,070.00	98,980,000	
	パイオニア	90,000	855.00	76,950,000	
	フォスター電機	40,000	1,996.00	79,840,000	
	SMK	150,000	506.00	75,900,000	
	新電元工業	220,000	345.00	75,900,000	
	いすゞ自動車	200,000	511.00	102,200,000	
	トヨタ自動車	18,000	5,010.00	90,180,000	
	豊田合成	25,000	3,100.00	77,500,000	
	シマノ	23,000	5,330.00	122,590,000	
	テルモ	20,000	5,420.00	108,400,000	
	日本写真印刷	15,000	6,110.00	91,650,000	
	任天堂	1,000	59,900.00	59,900,000	
	東日本旅客鉄道	120	865,000.00	103,800,000	
	商船三井	70,000	1,513.00	105,910,000	
	ヤフー	2,500	40,900.00	102,250,000	
	コナミ	22,000	3,710.00	81,620,000	
	ソフトバンク	65,000	1,790.00	116,350,000	
	三菱商事	25,000	3,500.00	87,500,000	
	ヤマダ電機	14,500	7,560.00	109,620,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	110,000	941.00	103,510,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	120	799,000.00	95,880,000	
	みずほフィナンシャルグループ	200	496,000.00	99,200,000	
	ミレアホールディングス	15,000	4,140.00	62,100,000	
	ミクシィ	130	668,000.00	86,840,000	
	ソネット・エムスリー	250	408,000.00	102,000,000	
	ディー・エヌ・エー	180	626,000.00	112,680,000	
	イーピーエス	100	463,000.00	46,300,000	
	サイバーエージェント	650	132,000.00	85,800,000	
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	130,000	513.00	66,690,000	
小計	銘柄数：44			3,901,186,000	
	組入時価比率：94.5%			100%	
合計				3,901,186,000	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 20 年 7 月 31 日現在

I 資産総額	4,021,978,820 円
II 負債総額	5,438,605 円
III 純資産総額 (I - II)	4,016,540,215 円
IV 発行済数量	4,879,028,513 口
V 1 万口当り純資産額 (III / IV)	8,232 円

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (平成11年6月30日～平成12年6月29日)	13,823,032,433	10,042,245,860
第2期計算期間 (平成12年6月30日～平成13年6月29日)	2,616,957,657	681,679,510
第3期計算期間 (平成13年6月30日～平成14年7月1日)	1,822,674,532	1,240,238,980
第4期計算期間 (平成14年7月2日～平成15年6月30日)	763,297,703	927,557,580
第5期計算期間 (平成15年7月1日～平成16年6月29日)	5,624,482,086	6,420,338,260
第6期計算期間 (平成16年6月30日～平成17年6月29日)	3,843,169,844	2,043,377,522
第7期計算期間 (平成17年6月30日～平成18年6月29日)	2,446,757,092	5,574,359,561
第8期計算期間 (平成18年6月30日～平成19年6月29日)	3,588,976,824	2,489,096,122
第9期計算期間 (平成19年6月30日～平成20年6月30日)	865,407,903	1,042,342,964



